

周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち創生テレワーク移住支援事業に基づく東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県からの移住促進に加え、岡山県から本市への移住促進を図るために実施する周南市創生テレワーク移住支援事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第5条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者であって、申請時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県又は福岡県（以下「対象エリア」という。）に在住していたこと。この場合において、対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。
 - イ 転入する直前に、連続して1年以上対象エリアに在住していたこと。この場合において、対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。
- (2) 移住先に関する要件 令和6年4月1日以降に転入したこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

イ 第5条に規定する申請書に記載された世帯員（以下「世帯員」という。）が、補助対象者と移住元において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。

ウ 補助対象者及び世帯員がいずれも、申請の際、転入後1年以内であること。

エ 補助対象者及び世帯員がいずれも、本市市税を滞納していないこと。

オ 補助対象者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 申請者は（2人以上の世帯の支援金を申請する場合は、申請者を含む世帯員いずれも対象とする。）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県からの移住の場合 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 単身世帯 30万円

イ 2人以上の世帯 50万円

(2) 岡山県からの移住の場合 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 単身世帯 15万円

イ 2人以上の世帯 25万円

3 2人以上の世帯のうち、申請年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を含む世帯については、前項第1号イ又は前項第2号イの額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算する。

(1) 前項第1号に該当する場合 18歳未満の者1人につき50万円

(2) 前項第2号に該当する場合 18歳未満の者1人につき25万円

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする補助対象者は、転入をした日から起算して1年に到達する日までの間に、周南市創生テレワーク移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあつては、補助対象者を含めた世帯全員分）

(2) 就業証明書（別記様式第2号）又は就業時間の証明書（別記様式第2号の2）

(3) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類

(4) 住民票の写し（除票）等、補助対象者及び世帯員全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く。）

(5) 市税の滞納がないことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあつては、補助対象者を含めた世帯全員分）

(6) 対象エリアの大学等に通学し、対象エリアの企業等へ就職した者であつて、当該通学した期間を移住元としての期間に含めるものにあつては、卒業証明書その他通学期間及び卒業校を確認できる書類

(7) 個人事業主にあつては、業務委託契約書の写しその他申請日以降に、テレワークにより移住元の業務を継続して行うことが確認できる書類及び個人事業の開業・廃業等届出書の写しその他本市に事業所を移転したことが分かる書類並びに売上台帳その他申請前3か月間においてテレワーク業務による収入実態が確認できる書類

(8) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があつた日から14日以内に支援金の交付決定を行い、その旨を周南市

創生テレワーク移住支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの周南市創生テレワーク移住支援金交付請求書（別記様式第4号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（報告及び是正のための措置）

第8条 交付決定者は、第6条の規定による交付決定を受けた日から5年を経過する日又は次条の規定による交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先及び第3条に規定する補助対象者の要件の確認に必要な事項を、毎年別に定める日までに、周南市創生テレワーク移住支援金現況届（別記様式第5号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（支援金の交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（1） 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

（2） 正当な理由なく、前条第1項の報告を行わないとき、又は前条第2項の規定による求めに応じなかったとき。

（3） 申請のあった日から3年を経過する前に市外へ転出したとき。

（4） 申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、同項第1号から第3号までに該当する場合にあっては支援金の全額について、同項第4号に該当する場合にあっては支援金の半額について、その返還を期限を定めて周南市創生テレワーク移住支援金返還請求書（別記様式第6号）により請求するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月24日要綱第99号）

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

附 則（令和6年10月15日要綱第111号）

- 1 この要綱は、令和6年10月15日から施行する。
- 2 改正後の周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日要綱第66号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

3 各種確認事項 ※ご確認の上、申請者本人が☑をご記入ください

<input type="checkbox"/>	別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約する。
<input type="checkbox"/>	別紙「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について了承する。
<input type="checkbox"/>	申請日から5年以上継続して、周南市に居住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	補助申請者及び申請書に記載された世帯の構成員全てに、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいない。
<input type="checkbox"/>	日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有している。
<input type="checkbox"/>	申請者は（2人以上の世帯の支援金を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも対象とする。）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。
<input type="checkbox"/>	本申請に対して、市が、住民登録、市税等収納状況、暴力団との関係等、申請事項確認のため必要な個人情報を取得すること及び交付後に5年以上定住することに関して必要な調査をすることへの同意する。
<input type="checkbox"/>	テレワークにより勤務（原則、恒常的に通勤しない）し、かつ週20時間以上テレワークを実施する。
<input type="checkbox"/>	周南市への移住は自己の意思である。

※ 各種確認事項に☑を入れない事項がある場合は、移住支援金の支給対象になりません。

4 【通学期間を移住元としての対象期間に含める方のみ記入】

東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県又は福岡県の大学等への通学履歴

期 間	学校名	通学先住所

□移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 「周南市創生テレワーク移住支援金事業」及び「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」（以下、「移住支援事業」という。）に関する報告及び立入調査について、山口県及び周南市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、移住支援事業の要綱及び実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に周南市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に周南市以外の市区町村に転出した場合：半額

□移住支援事業に係る個人情報の取扱い

山口県及び周南市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用します。

また、山口県及び周南市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

【添付書類】

- (1) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (2) 就業証明書（別記様式第2号）又は就業時間の証明書（別記様式第2号の2）
- (3) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類
- (4) 住民票の写し（除票）等、本申請に記載された全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く。）
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (6) 対象エリア（東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県又は福岡県。以下同じ。）の大学等へ通学していたことを確認することができる書類（対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職した者で、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とする場合に限る。）
- (7) 業務委託契約書の写しその他申請日以降に、テレワークにより移住元の業務を継続して行うことが確認できる書類及び個人事業の開業・廃業等届出書の写しその他本市に事業所を移転したことが分かる書類並びに売上台帳その他申請前3か月間においてテレワーク業務による収入実態が確認できる書類（個人事業主が申請する場合に限る。）
- (8) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

(宛先) 周南市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号 — —
担当者
(部署名・電話番号)

就 業 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
テレワーク開始年月日	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）によるテレワークではない。
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用 (テレワークにより勤務（原則、恒常的に通勤しない。）し、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施)
テレワーク交付金	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業による資金提供をしていない。

周南市創生テレワーク移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山口県及び周南市の求めに応じて、山口県及び周南市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

(宛先) 周南市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号 — —
担当者

就 業 時 間 の 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間 (うち休憩時間 時間分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間 日
	平日 時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
	土曜 時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
	日祝 時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間 (うち休憩時間 時間分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間 日
	主な就労時間帯	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
就労状況	テレワークにより勤務(原則、恒常的に通勤しない)し、かつ週20時間以上テレワークを実施。		
特記事項 (備考)			

第 号
年 月 日

周南市創生テレワーク移住支援金交付決定通知書

様

周南市長



年 月 日付けで交付申請のあった周南市創生テレワーク移住支援金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 交付の条件 周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱及び関係法令を遵守すること。

年 月 日

（宛先）周南市長

住所
氏名

周南市創生テレワーク移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった周南市創生テレワーク移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

振込先金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店
口座番号	普通・当座	
(フリガナ)		
口座名義		

第 号
年 月 日

周南市創生テレワーク移住支援金返還請求書

様

周南市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した周南市創生テレワーク移住支援金について、下記の理由により交付決定を取り消すこととしたので、周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱第9条第2項の規定により返還を請求します。

記

1 支援金交付済額 金 _____ 円

2 返還請求額 金 _____ 円

3 取消しの理由

4 返還期限 年 月 日

5 返還方法

別添納入通知書により、返還期限までに周南市指定金融機関へ納入してください。